

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け（郵送を含む）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から20日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの利用方法

（1） サービス提供を行う訪問介護員

- ① サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ② 利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

（2） サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止
利用者様は「2（5）事業所の職員体制とサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
- ② サービス実施に関する指示・命令
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- ③ 備品等の使用
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

（3） サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の状況、又は事業所の事情によって、予め計画していたサービス計画を変更することがあります。